

第四十八回国会 文教委員会 議 録 第 六 号

(三三)

昭和四十年三月五日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 山中 吾郎君

久野 忠治君

中村庸一郎君

松山千恵子君

川崎 寛治君

前田榮之助君

出席國務大臣

文 部 大 臣 愛知 揆一君

出席政府委員

文部政務次官 押谷 富三君

(文部事務官) 西田 剛君

(文部事務官) 杉江 清君

(文部事務官) 齋藤 正君

(文部事務官) 齋藤 正君

委員外の出席者

文部事務官 栗山 幸三君

専門 員 田中 彰君

二月二十五日

委員橋本龍太郎君及び松山千恵子君辞任につき、その補欠として中村梅吉君及び水田三喜男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中村梅吉君及び水田三喜男君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び松山千恵子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君及び長谷川正三君辞任につ

き、その補欠として渡尾弘吉君及び野原覺君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君及び長谷川正三君辞任につ

き、その補欠として渡尾弘吉君及び野原覺君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君及び長谷川正三君辞任につ

き、その補欠として渡尾弘吉君及び野原覺君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡尾弘吉君及び野原覺君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君及び長谷川正三君が議長の名で委員に選任された。

同日

国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二五号)

国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出第四〇号)

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件

なご事故の状況につきましては、昭和三十八年十二月十九日午後二時十三分、木造の二階建て、延べ八十一坪、昭和二十四年に町役場を解体し、その古材を使用して建てたもの、これが二階家で、家庭科の教室になっておりましたところに、女生徒が二百二十人集合中、突然二階のはりのぼろが折れて、床が階下の美術教室に落下した、このため九十余名が階下に落下いたしました、重傷者若干名、軽傷者多数を出したという報告を受けております。

○二宮委員 その後送検をされました校長、教頭の処分の問題についてはわかりませんか。それも質問をしたのですけれども、その当時わからなかったのです。

○齋藤(正)政府委員 県の報告によりますと、不起訴になったということを担当課長が聞いております。

○渡海委員長 文教行政の基本施策に関する件についての調査はこれで終了いたします。

○渡海委員長 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

4 第八条に次の一項を加える。
監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第十九条第一項第二号中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。
第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十一級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十二級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第十三級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十四級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第十五級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第十六級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第十七級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第十八級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第十九級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二十級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二十一級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第二十二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第二十三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満

第二十四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十五級	八四、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第二十六級	八八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満
第二十七級	九二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満
第二十八級	九六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第二十九級	一〇〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上 一〇三、〇〇〇円未満
第三十級	一〇五、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円未満
第三十一級	一一〇、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円以上

第二十三條第一項中「五年間」を「三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に改め、同条第三項中「五年」を「三年」に改める。

第二十五條の表第七十六條第二項の項及び第八

十八條第二項の項中

標準給与の年額	俸 給 年 額	平均標
百分の六十	俸 給 年 額	平均標

項の項を削る。
第五章第三節を次のように改める。

第三節 福祉事業

(福祉事業)

第二十六條 組合は、第十八條第三号に掲げる事業として、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行なう。

- 一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 五 組合員の需要する生活必需物資の供給

六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

第二十九條第三項中「第二十六條第三号」を「第二十六條第四号」に改める。

第四十六條第一項中「同号に規定する」を「同条第一項第三号に規定する」に改める。

第四十七條の次に次の一条を加える。
(大蔵大臣との協議)

第四十七條の二 文部大臣は、第三十五條第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四十條第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号を次のように改める。

- 一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く)二十年に達するまでの年数については一年につき旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこ

えるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」というのは六十分の一に、二十年をこえる年数については一年につき旧平均標準給与の年額の九十分の一に、それれ相当する金額

附則第八項第三号中「(長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。)」を削る。

附則第九項第一号中「平均標準給与の年額」を「旧平均標準給与の年額」に改め、同項第二号中「平均標準給与の月額(その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二條の規定の例による従前の標準給与の月額とする。)」を「当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額」に改める。

附則第十二項第一号を次のように改める。

一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く)で施行日の前日まで引き続いていゝるもの、旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の日額(その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。)を基礎として旧法第二十五條の第三項第一号の規定の例により計算した金額

附則第十二項第三号中「(長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱ひ)

2 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

(現組合員である者についての標準給与に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に組合員である者の昭和四十年七月から昭和四十一年九月までの各月の標準給与については、その者がこの法律の施行の日に組合員の資格を取得したものとみなして改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第五項の規定を適用する。

理 由

私立学校の教職員の共済給与に係る標準給与の月額を改定し、平均標準給与の月額の算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○愛知国務大臣 このたび、政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、御承知のように、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに私立学校教職員共済組合法によつて設立されたものでありますが、自來、本組合が行なう給付については、国、公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまゝとし、国家公務員共済組合法が改正され、その給付水準が引き上げられるに伴い、私立学校教職員共済組合法の改正が行なわれ、その給付の改善がはかられてまいりました。

しかしながら、その給付水準において、国、公立学校教職員に比べてなおこれを下回る部分があり、また、今回、これらの諸点の改善を行ない、国、公立学校の教職員と同一水準にするよう措置するとともに、その他所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、この法案の概要について申し上げます。まず、標準給与の月額を、最低を八千円から一万二千円に、最高を七万五千円から十一万円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準給与の月額を、組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改めることとしております。

第三に、退職年金の給付額の最高限度を、平均標準給与の年額の百分の六十から百分の七十に改めることとしております。

第四に、福祉事業の範囲を、国家公務員共済組合法に準じて改めることとし、これにより一そう組合員の福祉の増進をはかろうとするものであります。

その他、監事の職務内容を明確にする等所要の改正を行なうとともに、以上の改正に伴う経過的規定を設けたものであります。

最後に、この法律の施行期日につきましては、準備の期間等も考慮し、昭和四十年七月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

○渡海委員長 次に国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立養護教諭養成所設置法案の

両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。高橋重信君。

○高橋(重)委員 私はただいま提案されております国立学校の設置法等の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思ひます。

まず第一に文部大臣にお尋ねいたしますわけですが、県立農科大学を国立に移管することについてであります。すなわち国立大学の拡充強化という考え方に立ちまして、今回提案されておる内容を見ますと、神戸大学及び島根大学に、県立農科大学を国立に移管して農学部を設置するということがあります。この県立の農科大学を国立に移管する場合におきまして、文部省といたしましては、公立大学を今後どういう考え方のもとにおいて国立移管されるか、今後の方針等をこの際承りたいと思ひます。

○愛知国務大臣 ただいま御質問がございました農科大学の問題でございますが、御承知のように、新制大学が発足いたしました当初、県立農科大学としては六つの大学が当時設置されたわけでございますが、その後茨城、静岡、香川、愛媛、これらの四県立農科大学は、逐次その県に所在する国立大学に移管をいたしました。現在まで島根県立農科大学と兵庫県立農科大学のみが、県立の農科大学として存続してきていただいております。ところでこれら二つの大学につきましては、地元の県といたしましては、地方財政事情などから十分な維持管理を行なうことが相当な負担となっておりますので、かねがね熱心に国立への移管を要望してまいりました。この要望にこたへまして文部省といたしまして、できるだけすみやかに国立に移管をして、さらにその充実をはかりたいと考えておつたわけでございまして、今回島根につきましましては、国立農学部に移管することにして四十年度から発足することにしたいたしましたし、四十一年度には引き続き兵庫県立農科大学を国立大学に移管させることにいたしましたので、これで県立の農科大学は全部国立に移管することになるわけ

でございます。

自余の公立の問題等につきましては、一がいには申し上げることはできないと思ひますが、それだけの県立の状況や大学の状況等を見まして十分に検討して、逐次充実策を講じたいと思つておりますが、全部を全部国立に移管するというようなことは考えておりません。

○高橋(重)委員 ただいま大臣の御説明をお聞きしております、大体公立の大学というものは地方財政を圧迫する、それは率直に言えると思つて、いままで六つの県立農科大学があつたが、四つはすでに国立に移管され、残つておる二つもこの際やつてしまふのだ、こういうお説だと思つておるわけでありませう。そこで公立の大学というのはほとんどの富裕県を残しまして、他の県においてはほとんどが財政を圧迫しておると思つて、こういう点につきましては、地元なり関係者から強い要望があれば、公立の大学というものは将来のあるべき姿としては国立へ移管していくのだ、こういうように受け取つてよろしいでしょうか。

○愛知国務大臣 その点は実は一がいには申せなかつたと思つて、公立の中にも財政的な——相対的な問題でございますが、ある程度余裕のあるところ、あるいは古くから伝統を持つて十分な充実に行なわれておるところもございませう、一がいには公立大学を時期を見て国立に全部を移管するというふうには私としては考えておりませうけれども、しかし地元県等の財政事情、あるいはそのほかのいろいろの点から考えて、今後充実、改善していくためには、国立に移管することを考えることが相当であるというふうなものにつきましては、これは前向きに逐次取り上げていかなければならぬと考えております。

○高橋(重)委員 そうすると一がいにはいかに移管しても、それぞれの事情等をよく調査して、そして移管していくのだ。

○高橋(重)委員 これは抽象論になるわけですが、もう少し具体的に文部省の国立移管をされる場合の基準というものは、何を以て基準にしていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。○齋藤(正)政府委員 御質問の趣旨が……移管をきめるかどうかという基準ということになりますと、私の答えの範囲を出るわけでございますが、移す場合に物的な面での程度のものに充足してもらいたいということにつきましては、学部の種類により、その土地の状況等により、あるいは将来その土地が、その学部が近い将来にどの程度の規模になっていくかというふうなことを勘案してきめてまいらるわけでございます。

○高橋(重)委員 そこでもう少し具体的に申し上げますと、兵庫、島根の県立農科大学を国立に移管する場合に、どういふのを基準にされてこれを移管されたか。農科大学の移管を御提案になつていらっしゃるわけですが、何を基準にされて移管を提案されているのでしょうか。

○齋藤(正)政府委員 土地建物等につきましては、現在あります国立大学の農学部等と比較いたしてみまして、土地あるいは教室その他の施設、あるいはそれに伴う設備というものが、少なくともその最低のものには達するようにということを考えております。この移管につきましては、すでにわかれれば、かりに法案が通り、あるいは予算が通つた場合に、一体県でどの程度のことをやっていたかといふことを事務的にはだんだん詰めてまいりまして、全部ではございませんが、少なくとも施設の面につきましては、ある程度の合意に達する段階には進んできております。

○二宮委員 関連。この前質問いたしました大臣の答弁では、国立の学校についての場合ですが、もし従来のような県からいろいろな寄付を仰ぐとか、そういうようなことをすることは、地方財政法等から考えましても、非常に矛盾がある。したがつてその場合には国有のものに代替地として県に与えて、それで大体バランスをとつていくという説明があつたのですが、いまの局長の答弁で、県と国との間に合意に達したというものは、財政的にはどういふことなんでしょうか。

○齋藤(正)政府委員 前段におつしやいましたことは、国立の学校を新たに設置するような場合でございまして、すでに県立の学校に限らず、いろいろなものを持つておつて、その移管を希望するという場合には、前段におつしやつたことと別のこと、財政上も問題ないというふうなことを考へております。これは文部省と県当局の話し合いによつてきめていくことがらだと思ひます。

○二宮委員 そうしますと県がある程度の校地あるいは設備、あるいは校舎、これらの従来出費をしておるものについて、それを国に寄付をするような形について、国はそれを受け入れるという条件をつけて国立移管をする、こういう考え方で

○齋藤(正)政府委員 たとえば医科大学の国立移管の場合につきましては申し上げますれば、移管にあつては質量ともに、文部省の基準に達するよう、整備の上移管をするんだという条件で、文部省も県側も了承したわけでございますので、いま御指摘のように、ある程度の基準に達するまでについては県の御協力を願つて、あるものは土地を出していただくこともありますし、あるものは建物も補足して建てていただくということもあるわけでございます。

○二宮委員 それは大臣の答弁とは非常に食い違つておると思つて、大臣の答弁は、いまからつくるところの国立高専については、代替地を与えて、県に対してあまり負担をかけないように考慮する。同時に従来やつておつた高専につきまして

も、これは何らかの方法で県に財政的ないろいろな面であつて見えて、こういうことも将来考へるのだという答弁であつた。国立学校に県立を移管する場合には、その際に、県に財政的な負担をかけぬ。言いかえまして、県が非常に熱意を持つておるから、国立になつたんだというふうな印象を与えるような国立移管ということ、大臣の答弁の中からは受け取れなかつたわけですが、いまの管理局長の答弁では、一応基準に達するまでは県でめんどう見てもらうんだ、そしてそれが国立に移管をしていくんだ、新設と移管とは別個の問題だといふような考え方ですけれども、国立のものにするためには、やはり国がめんどう見ていくという基本線は、大臣答弁のように考へていくのが正しい考え方であるというように私は考へております。従来の例を齋藤局長はそのまま踏襲しておるのかもしれないけれども、愛知文部大臣が答弁されたときには、いままでは悪かつた、したがつて今後はそういうふうな負担をかけないような方向に持つていくんだというふうな、非常にすっきりした答弁をされたと思ひます。移管であつたらうと新設であつたらうと、国のものになるという場合に、県有のもの、国のものになるという場合に、県有のものの場合には、やはり基本線というものはすっきり筋を通しておかないとおかしいと思ふ。移管であるから、ある程度までは国のものに準じて設備を整えて、それからお嫁入りをするんだというふうな、そういう考え方は、大臣答弁と私は明らかに食い違つておる。どうですか大臣、その辺のお考えは……

○愛知国務大臣 これはただいま御指摘のように、国立高専の新設の場合におきましては、実は決算委員会等でも問題として指摘されておりますので、違法といふふうな問題ではないけれども、いまもお話ございましたように、国が国立として新設するからには、たとえば土地にいたしましても、国有地あるいは県有地等を使う場合には、それに相当の国有地と振りかえをして、県に負担をかけるないようにしたい。こういうのが私は原則であると思ひます。

考えまして、四十年新設のものをまず手始めに、七つの高専については全部そういう方式でやることにいたしまして、この点はおかげさまでつきりすることになったと思うのです。

それから県立大学の移管の問題でございますけれども、これはいま局長が申しましたように、多少違った経過あるいは性格のものとも私とも考えておるのであります。率直に申しますと、県立の大学等については、先ほど申しましたように一がいには申せませんが、ある種のところに置きましては、県の財政事情からいっても、これを充実しかつ将来長きにわたって運営していくということはとてもできない、ひとつこの際国立に移管をして、将来長きにわたる県としての負担は全部これでなくしてしまつて、そして国の手でもって充実してもらいたいというような御希望が非常に熱心に出ておるのが現在までの実例でございます。

そこで、これは大学の内容の問題にも関連いたしますけれども、せっかくいままで県として運営されてきたものでありますから、この際設置基準に該当するようなものにしていただいて、そしてこれを国立に移管をして将来長きにわたる負担は全部国のほうに肩がわりをする。これは従来負担をしてき、あるいはまたこの際一時的に若干の負担がございまして、将来長きにわたる財政負担というところからは完全に免除されるわけでございすから、そういう角度から話が出てまいり、そして県当局あるいは県議会を通じて当該の県と国との間の話し合いができました場合には、その線に乗って御希望に沿うてまいりたい、こういうふうな考え方でございまして、御趣旨は私もよくわかりますけれども、県立大学の国立移管という具体的な問題についてのそれぞれのこういう話が出てまいりましたところの沿革やあるいは話し合い等の実情から申しますと、国立高専について申しましたようにならぬにほまいたない、あるいはそういういかなくても適當であるというふうに考えざるを得ないというのが、実情であると申し上げて聞

違いなからうかと考えておるわけでございす。

○二宮委員 実情ということ、非常に貧弱県で県立大学としてそれを維持していくのに困難な状況にある。したがってある程度の出資をして、設備を整えて、国立学校としてのいいいを整える段階になったらそれを国立にもらおう、移管しよう、そういう考え方は、国立に移管をする国立大学として、ぜひ必要な地理的条件なりあるいは経過なりから考えていきますと、これは新設であろうと移管であろうともやはり国がめんどろを見やるといふ気持ちについては、いま言ったような考え方に私は大臣の答弁の中には矛盾があると思うのです。非常に貧弱県であるのにもかかわらず、ある程度の設備をしておいて、そして規格に達したらそれで一応受け取ろう、こういう考え方というのは、いかにも国立というものを高く評価して、しかも国立が県に対して負担をかける、こういう考え方というのは地方財政をますます貧困にさせる一つの原因にもなるかと思うのです。先の将来のことよりも目の前が困る。地方団体というのは目の前の状態が困っておる。昭和三十九年度、四十年度に困っておる状況なんです。そしてそういうふうな姿で国が受け取るのだ、それが国立になるのだという考え方は、私は大臣の新設の高専に対する答弁とは非常に食い違つておると思うのです。実情はどうであらうと、やはり考え方そのものはそのような考え方をすべきであるというように考えます。そうしなければ、非常に熱意を持って無理をして——熱意ということはいコール無理をするということだ。地方の団体では無理をして基準に達するまでやつて国立に持つていこうとするようなことが今後も行なわれるおそれが多分にあると思うのです。そういういき方は、国立大学をつくるという立場から考えますと、実情はどうであらうともつきりしない面があるのではないかと思う。

それからもう一つついでに申しておきますが、大体代替地を与えるという場合には実情を見おらないという欠陥が文部省にはあるのです。

たとえば坪数としてはあるけれども傾斜地で全く利用度のないうようなところを代替地で与えておいて、それでもう事終わりというふうな考え方があるのではないか。その実例は私は知っているのですけれども、そういうような地方自治団体に非常に負担をかけ、それでもおまえは国立になるのだからいいじゃないかというふうな考え方というのは、これはやはり一つの事大思想的な考え方であつて、私は地方団体に対しては不親切な考え方じゃないかと思うのです。実情は私も知つておりますけれども、やはり筋としてはつきりそのような姿でいくべきではないかと私は考えるのです、大臣、どうですか。

○愛知国務大臣 私、先ほど申しましたように、言われる御趣旨は十分理解できるのでございすけれども、先ほど御説明いたしましたように、たとえば島根の農科大学で申しますと、これは開設以来県立としてずっと充実ははかつてこれたわけでありまして、これには相当の負担もある、とてもこれ以上は耐え切れぬ、そして同時に学科の再編成その他もふうしてやつてこれられております。そういう状態になりましたので、それを国立にしても十分の実績がございすから、これをひとつ喜んで国立に移管し、今後においては、四十年以降においてはすつぱりこれは国立にして御負担はかけない、そういうことになるわけでございすので、いろいろその大学のいままでのやり方なりあるいは県と文部省との話し合いというものが、それぞれの大学、それぞれの県との話し合いというものが相当の経過がございすので、御趣旨はよくわかりますけれども、こういうふうな行き方についてもひとつ御了解を願いたいと思うわけでございす。

それから考え方としては、私も県に負担はかけたくない、ことにいま目前の問題というお話もございすけれども、それともちろん大事でございすけれども、将来長きにわたつて御負担をかけたくないということで処理をしていきたいという基本線は、私は同じではないかと思ひますし、それ

れから現実に目前の負担と申しまして、従来長きにわたつて積み上げてこられたその実績を高く評価するわけでございすので、現実にこの移管に伴つて特に大きな負担をおかけしているということは私はなしに済ませられるのではなからうかと考えておりますが、なお、これから起こつてくるいろいろの問題については御趣旨のような点を十分考慮の中に入れてまいりたいと思ひます。

○高橋(重)委員 先ほど大臣並びに局長のお話を承つておきますと、この両県立大学については地元と県と交渉いたしまして相当煮え詰まつてきた、煮え詰まつたものをこの際提案されたのだ、こういう御趣旨だと思つておるわけですが、具体的にどういうふうな煮え詰まつたか、そういう点につきましてその内容をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 実は島根農大につきましては、土地の取得費でありますとかあるいは新設の付属の施設の整備費とかあるいは施設そのものの整備費とかいろいろものをひくくめる程度は金額に達してはおりますけれども、これは実は御承知のようにまだ経済的なことでございすので、全く両当事者の事務的な詰めでございますので、金額そのものをここで申し上げるのは差し控えたほうがいいのではないかとと思ひますので、御了承願ひます。

○高橋(重)委員 少なくともわれわれにこういう議案がออกมาして審議して議決する以上は、具体的な煮え詰まつたものを発表できる段階において知らしていただきたい。そういうものがなければ、これは後ほどいろいろな点において県あるいは地元に残すと思つておるのです。そういう具体的なことにつきましては、岐阜県の県立医科大学の移管に伴つて現在県においては大きな政治問題になつておるわけでありまして、後ほど具体的に申し上げて御質問いたしたいと思つておるのですが、そういう点におきまして、委員長、私は移管に伴う煮え詰まつた資料というものをぜひ文部省から出していただきたいと思つておるのです。この問題をわ

れわれが審議し、すみやかに議決するには、そういう協力を文部省に私はぜひお願いしたいと思うのです。というのは、昨年県立三医科大学が国立に移管されたわけでありまして、私初めて文教委員会へ出てまいりまして、そういう資料は少なくとも去年の四月に移管されたのだから、一年間にわたってどういうふうな地元と交渉が行なわれ、どういうふうな煮え詰まってきておるか、そういう資料を出していただきたいということを私は再三にわたってお願いしたわけでありまして、具体的な資料は何ら出ておらない。しかも文部省のお話によれば、局長が目を過ぎなければ出せないということ、日にちは三日も四日も一週間もおくれている、最後に出てきた資料というのは資料らしきものではなくして口頭で説明される、こういうことは、私は、委員会というものがあつては議会というものが軽視されておるんだ。文部省自体もこの法案を少なくとも早く通したいという誠意があれば、積極的にそういう点において協力していただきたいということを、委員長を通じて私は文部省に要求していただきたいということとをまずお願いしたいと思うのであります。

それから次に、先ほど大臣からお話がありましたように、地元によく話し合いのうちにできるんだから、地元にもいままでいろいろ負担をかけてきた、しかし長い将来を見れば国立移管をすることによって、多少の金を出してもそのほうが経済的にも楽になるのだ、こういう御説明でありましたので、私はこの点についてもう少し掘り下げてお尋ねしたいと思うのであります。

最初に、昨年国立移管されました兵庫、山口、岐阜の国立移管に伴う条件というものはどういふものであつたかということとをまずお聞きしたいと思ひます。

○渡海委員長 御要望の件は善処させていただきましたと思ひます。

○愛知国務大臣 ただいま御要望のございました点につきましては、各地元等との間の話し合いで、たとえば書類等におきまして話し合いができてお

りますようなことにつきましては、御要望に沿う資料の提出をさすべくいたしたいと思ひます。

○高橋(重)委員 大臣が予算委員会のお出掛けになるようでありますので、私は後ほどお帰りになつてからまた大臣にお尋ねすると思ひます。次に進みたいと思ひます。

そこで、去年三つの県立医科大学が国立に移管されるに、県立医科大学の国立移管についてという条件があるわけですから、その条件をながめて見ますと七項目あるわけでありまして、私はこの条件につきまして重要な点を二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず第二項目におきまして、「従来文部省が示した改善充実事項を基礎にして適正量を確保し、一層質の向上をはかり文部省の基準に達するよう整備のうえ移管すること。」これが第二項目に載つておるわけでありまして、「従来文部省が示した改善充実事項」これは地元に示してきたということですが、この内容はどういふものであるか、これをまずお聞きしたいと思ひます。それから「文部省の基準に達するよう」「文部省の基準」といふものをこの機会にお尋ねしたいと思ひます。

この条件につきましては、あなたのほうから出された資料を見ますと、昭和三十八年の十二月十九日に大臣決議になりました、昭和三十八年十二月二十日兵庫県知事と調印され、三十八年の十二月二十三日は山口県知事と調印され、三十八年の十二月二十四日は岐阜県知事と調印されておるわけでありまして、その条件であります。この第二項目につきましては、「従来文部省が示した改善充実事項」をお尋ねしたいということと、「文部省の基準に達するよう」「文部省の基準」といふものを明確にしたいいただきたいということでありまして、これは大事なことでありますから明確にしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 「従来文部省が示した改善充実事項」といふのは、公立大学の移管に関する調査会が実地調査をした上で示した事項でございます。そのこまかい点につきましては私いまここで読み上げる資料を持っておりませんので、後は

ど提出いたします。

○高橋(重)委員 後ほど出してくださるということは、改善充実事項と文部省の基準というものを

出してくださるということですね。

○齋藤(正)政府委員 さようでございます。

○高橋(重)委員 次に三項目の「これらの移管に当つては、県、大学、学識経験者および文部省の関係者による協議会を設置し、この議を経て移管に伴う諸整備を確保有効に実施するものとする。」「協議会を設置し」「こういうふうなありますが、協議会の人員、構成、協議会が何べん持たれたか、またその中においてどんなことが重点的に協議されたか、以上三点についてお尋ねいたします。

○齋藤(正)政府委員 大学移管協議会は、岐阜、神戸、山口ごとに開かれまして、その内容はかなり多岐にわたつておりますし、回数等は前回であるかというところは私記憶いたしておりません。これもそのときにまとめて添えて差し上げます。

○高橋(重)委員 私はいまの御答弁に非常に不満を持つて者です。少なくとも、昨年移管されました、こういう条件について地元の知事等と協議をされまして、その後ただだけの協議会が持たれたかわかりませんということ、責任者であるあなたから御答弁されるということは心外であります。しかもその内容は、どういふことを協議したかわからない。私はもっとしつぱりまして、山口県、兵庫県は別といたしまして、岐阜県だけについて、どういふふうな協議されましたかとお尋ねしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 三大学の問題で、予算の内定後、三十九年の一月三十日から二月の四日にわたりまして、各県ごとに協議会を開催いたしました。人事、学術施設等について協議し、それから施設整備計画については、学識経験者を含めて特別部会で協議したわけでございますが、その一々の日や回数を私記憶しておりませんが、そのことは調べてお答えいたしますと申し上げたわけでございます。

○高橋(重)委員 だれか知っておる人、いないのですか。

○齋藤(正)政府委員 担当者から、説明員でございますけれども、お許しを得れば、答えさせていただきますかと思ひます。

○高橋(重)委員 この問題は、私は委員部を通じて、以前からお尋ねしておるわけでありまして、もうここ一カ月ぐらいになるわけですから、そういう点において、私は最も心外だと思ひます。もう少し研究をしておいていただきたい。私たちの資料等につきましては、先ほど委員長を通じてお願いしたように、局長が当然知っておるべきです、これだけの大きな問題ですから、全然わからぬのですか。

○齋藤(正)政府委員 概略のことを申し上げます。三十九年の一月三十日から二月四日の間に、三大学個別に大学移管協議会を開催いたしました。それから三十九年の二月十一日から十五日の間に、三大学について現地調査をいたしました。それから二月の二十六日から二十九日の間に、個別に施設関係の特別部会を開催いたしました。三十九年の三月に、県に対しまして、文部省の施設整備計画の最終案を作成いたしました。それから三十九年の四月二日に岐阜、兵庫、山口三県知事と事務次官との会談が個別に行なわれました。それから三十九年の七月八日に神戸、七月十八日に山口と個別に施設関係の特別部会が開催されました。基本計画が調印されました。三十九年の十一月十九日に神戸、山口二大学個別に大学移管協議会が開催され、覚え書きの要項がで

りました。そういうような経過がございます。

○高橋(重)委員 いま御説明がありました、三大学のうち岐阜県におきましては、去年の二月二十六日ですか、それ以来全然協議会が持たれておらない、こういうふうな把握しておるわけでありまして、それでよろしいですか。

○齋藤(正)政府委員 全般に岐阜だけがおくれているというところは事実でございます。他の山口、神戸につきましては、すでに全部話し合いが終つておるのも事実でございます。と申し上げます。

ののですか。

○齋藤(正)政府委員 担当者から、説明員でございますけれども、お許しを得れば、答えさせていただきますかと思ひます。

○高橋(重)委員 この問題は、私は委員部を通じて、以前からお尋ねしておるわけでありまして、もうここ一カ月ぐらいになるわけですから、そういう点において、私は最も心外だと思ひます。もう少し研究をしておいていただきたい。私たちの資料等につきましては、先ほど委員長を通じてお願いしたように、局長が当然知っておるべきです、これだけの大きな問題ですから、全然わからぬのですか。

は、事務的には、大体協議会を開く、あるいはその上の段階で話をするというために事務的な折衝というものはかなりひんぱんに行なわれておるわけでございますけれども、なかなか着詰まっていまいきませんので、岐阜だけがおくれているというところが実情でございます。

○高橋(重)委員 事務的にはいろいろ進めておるが、岐阜だけがおくれている。私のお尋ねしておるのは、地元の知事と調印をされた条件について、それに基づいてどういうふうに進められたか、こういう点についてお尋ねしておるわけですが、岐阜は昨年の二月二十四日ですか、それ以後ほとんど進んでおらない、こういう御答弁だと承るわけですが、局長、よろしいですか。

○齋藤(正)政府委員 二月以降、四月の二日に岐阜県知事と次官との話し合いがございました。

○高橋(重)委員 そうすると、四月二日以後は岐阜とは正式に話し合いが持たれておらない、こういうふうに解釈いたします。よろしいですか。

○齋藤(正)政府委員 ものことは、話を進めていくのに、正式に事務的に折衝して問題を煮詰めていくことも必要なことでございますので、そういう経過がかなりあったけれども、なお協議会を開いて合意に達するというに至らないということでございます。

なお、この仕事は私どもと大学局と両者で共同で進めておりますので、前半の部分につきましては、大学学術局長にもお答えをお許し願いたいと思います。

○杉江政府委員 私、前に管理局長としてこの仕事を担当いたしましたので、私が担当いたしましたおりました当時の経緯をやや補足して御説明申し上げます。

要するに、岐阜につきましても、抽象的に条件を取りきめて、その具体的な内容について岐阜県当局と文部省とが相当大幅に意見が食い違ったということが、第一回会合で明らかになったわけでございます。そこでこういうふうな多くの人々を交えた協議会で進めることは適当でない、こういう判

断に立ちまして、その後においてはむしろ個別の内面的な御折衝によって話を取りきめよう、こういうことで事務的にも折衝いたし、実は私も現地におもむいて知事さんと懇談をする機会も持ったわけでございます。だから正式の施設協議会も持たれませんでしたけれども、その間に私が現地にいったこと、その他向こうから来ていただいたことも相当あります。そういうことで、実質的なお話し合いはずっと続けてまいった、こういうのが実情でございます。

○高橋(重)委員 いま抽象的な御説明があったわけですが、とにかく現地にも行って努力はしたけれども、なかなか具体的にまとまっておらない、こういうことだと思ふ。

そこでこの条件の第四項目に「従来文部省が示した改善充実事項の実施状況および協議会の指示事項について、文部省はその履行状況について県から報告を求め又定期的に実施調査するものとする。」「報告を求めておられると思いますが、そういう報告について関係者のほうで私のほうへ説明をしていただきたいと思います。そういうものはあるかどうか。

○齋藤(正)政府委員 岐阜の場合につきましては、昨年の十二月十九日に総務部長を呼びまして、私のほうの施設部長と話し合った経緯がございまして、ここでも、先ほど大学局長が申しましたように、相当基本的なところで意見が分かれておりますので、今後どういうふうな折衝するかということとを私どもとしては検討しなければならぬと思っております。

○高橋(重)委員 基本的なことでは意見が分かれておる、なかなか進まない。先ほど県立の農科大学を国立に移管することにつきまして、大臣から答弁があったわけですが、地元の県とよく話し合せて、煮詰めてから国立に移管するんだ、こういう御説明であつたわけですが、いま聞いておると、地元と相当食い違いがある。何とか局長も言われたように、第一回のときに話し合つたけれども、やはり相当の食い違いがあつた。国立移管に

してしまつてからお話し合いになつたんだらうと思うのですが、またいま齋藤さんからお話を聞いてみても、地元と食い違いがある。事務折衝しておるんだ。そういうことから見まして、地元の県知事が言うことと文部省が要望される点とどこに食い違いがあるんだという点について、この際明確にしたい。

○齋藤(正)政府委員 その主要な点は、現に県庁の庁舎として使用しており、それから将来新庁舎ができて県庁が別のところに移るとした場合、現在の県庁舎につきましても、これを大学の病院にしたい、ただきたいということが、大きな点でございます。なお、補足いたしますが、そういう経緯もありますので、今回の移管につきましても、できるだけ早く、予算が国会を通りあるいは法案が通る前に、準備行為として非公式にわれわれとしてはおおよその線を立てておくといひますか、合意に達しておいて、そして設置が正式にきまりましたあとと長引くことのないような措置を、これらの経験に基づいてとつたわけでございます。

○高橋(重)委員 県庁舎の話が出ましたが、この際地元の実情を簡単に申し上げますと、私のほうは県立医科大学を国立に移管するために約十八年間の努力してきたわけですが、そういうふうな承つておるわけでありまして、そして突如として出てきました問題は、県立医科大学を国立にするには、現在の県庁舎の六千坪と建物全部を文部省によこさなければ国立移管にならない、こういうことになりまして、県といたしましては、現在の県庁の敷地なり建物を全部国へ出してしまふというところは、先ほど愛知文部大臣が言われたように、大きな財政的な負担になるわけでありまして、そこへ加へまして県庁の建物、敷地を全部とられるというところになれば、どうしても新しく県庁の新庁舎をつくらなければならぬというわけになつてまいりまして、いま地下二階、地上十三階、日本でも三番目というふうな膨大な、三十億になんなんとするような県庁舎を建てなければならぬ羽

目に追い込まれてきたわけでありまして。そうして結論はどうなつたか。私も県会におりまして、その点を知事にお尋ねすると、文部省はただ単に県庁の西庁舎、議事堂をよこせと言つただけではなくして、六千坪を全部よこせ、しかるに、その上に金を十三億五千万円設備費として出せ、こういう膨大なことを申してきておるのであります。これは議会の速記録にもはっきりとしておるわけでありまして。そういうことでは地元と食い違いがあるはずであります。知事としては私たちに十分なことはいま申し上げても、いまや岐阜県として、年間三百億や四百億の県で、県庁の建物、土地全部を出しまして、加ふるに十三億五千万というふうな膨大な金を文部省が取り上げるといふことは、先ほど文部大臣がおっしゃつたように、地元に対して非常な財政的な圧迫を加えるわけでありまして。そこら辺の点をもう少し私は明確にしたいと思ふのであります。

あなたの方のほうで、国立移管についての条件の第六項目で、「資金の調達、県の責任において行ない、その資金計画を明確にすること。」「こういうものがあつて調印されておるはずだと思ふのですが、そのときには一体全体どうなつておつたのですか。

○杉江政府委員 私関係いたしました者といひまして、いまの御質問に対してお答えしたいと思ひます。

まず、覚書にあります国の基準に到達して移管していただきたい、こういうことについて合意を見たわけでありまして。その内容でございますが、敷地と建物の坪数について言ひますと、その国の基準といひますのは、国立大学の医学部病院は相当たくさんありますけれども、そこで現に持つており、また今後ともそれを整備しようとする場合の基準をわれわれは持つておるわけでございます。たとえば建物にいたしましても、これは国立大学一般の基準からはじきました坪数として、たとえば岐阜の場合でありますと一万五千坪というののはじき出されるわけでありまして。また敷地にいた

しましても、これは全国の医学部付属病院等は大体二万坪ないし三万坪を持っております。ところが岐阜大学の場合においては、これは六千七百五十坪にすぎません。むしろ人口稠密でその敷地を得るのに困難だと思われれます。神戸ですら一万六千八百坪を持っておられるわけでありまして、この六千坪では、これはわれわれの考える基準にはとうてい合致しないのでありまして、今後このままで医学部病院を整備しようとしたしますと非常な困難を伴います。高層化したしましてもその施設計画は非常に困難でありますし、高層化そのものもあの地域の事情からいって非常に困難であります。もしこのままで整備するといいたしますと、国立大学としての基準から著しく劣り、そして国立大学の一般の基準からいいますと、その教育活動、研究活動は非常な制約を受ける。ここでもし整備するとすれば将来はこの医学部病院の移管をも真剣に考えざるを得ない時期が来るだろう、こういうふうな判断をもちまして、将来これをほんとうに整備充実するに支障のないような土地を確保し、また施設計画をしたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

そこで、先ほどの基本的な問題に触れますけれども、地元の岐阜の問題でございますが、これは地財法のたてまえから言いますと、国の施設に対して寄付をするというとはいけないのですけれども、そういうふうな整備をして移管をする。それまではこれは地方の所有のものであって、国のものではない。これは形式論でございます。形式論でございますけれども、そういうことで従来移管にあたつては、大臣がおっしゃる通りに、将来の負担を大幅に軽減するわけでございます。年間二億ないし三億の経費も出しておられるわけでございます。それが将来にわたつてその負担がなくなる。そして大幅に整備されるわけでございまして、地元の福利のためにも非常に役立つ。こういう実態から考えまして、やはり国立大学の普通並みのことはしていただいて、それを移管するという方針をずっとおとるわけでござい

す。そういう意味から、いまのように建物の坪数にいたしましても、敷地にいたしましても、岐阜の場合はあまりにも一般の基準から落ちてゐるから、これを何とかして整備したいということで、先ほど申し上げたように、この敷地が将来ともここで整備するとなれば、どうしても絶対的に不足しておるわけでございます。じゃどうするかということでございます。そうするとやはりちやうどその当時、前から県庁舎の移転のことが具体的にその計画が進められておるわけです。だから県庁舎を移転しましても、必ずしも十分とは言えないのですけれども、まあ、がまんできる。こういうことでそのお話をいたしたわけでございまして、そこに至るまでには実は公には私ははつきりと申し上げにくいいろいろな内面的な御折衝を続けてきたわけでございます。政治的な線につきましては、こちらの言うこともわかる、何とかしたいというふうなお話し合いも実はあつて、そのような計画を進めたわけでございまして、

以上簡単にございまして……

○高橋(重)委員 いまの話は要領を得んですが、地元と文部省と相当の食い違いがある。斎藤管理局長、文部省はどれだけの要求しておるのだ。過去にはいろいろな話し合いを、いま杉江局長からお話があったのですが、昨年総務部長と話し合つたときに、文部省としては岐阜県に対してどれだけを要求しているのだ、この点を明確にしたい。ださうと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 ただいま申しましたように、最低一万五千坪に対して現六千坪でございます。進課程とか看護婦寄宿舎とか一部の施設の改善等でそのほかに十億円で整備していただきたいというのが、簡単に申せばその内容でございます。

○高橋(重)委員 そうしますと、いまはつきりいたしました。大学としては敷地が狭い。よそを考へましても二万坪、三万坪というふうなところがあるが、岐阜県は六千七百五十坪ですか、だからいまの県庁舎を全部提供してもらいたい。それが

一つと、私が調査したところによれば、県庁舎、議事堂だけでは足らずに、あそこの県税事務所、食糧事務所、そういうものを全部提供せよという話ですが、その点はどうなつておるか。

それから金としては、第二点としては十億円出せ、こういうことですが、それが地元と食い違つておるというのですか。

○齋藤(正)政府委員 お話のとおりでございます。

○高橋(重)委員 そもそもこの土地は岐阜県としても一番のいいところでありまして、坪二万、三十万するところですよ。たんばだとか野原と違つてありまして、県庁の建物を全部出せ、敷地は全部出せ、そうして金は十億円出せというふうなことに對して、一体全体地元はどう言つておるのですか。どのくらいなら出せると言つておるのですか。

○齋藤(正)政府委員 昨年の十二月の十九日の、これはきつめて事務的な話でございますが、総務部長は県庁舎を渡すけれども、それは十二億で金の中に算入してくれ、そうしてあと一億五千万円で施設を整備する、こういうお話がございました。

○高橋(重)委員 地元のはうでは、県庁の建物、敷地を全部出すが、それは十二億に換算してくれ。そのほかに一億五千万は整備費として出す。そこまだ文部省と地元とが大きく食い違つておるといふことですね。それではつきりしました。

続いて私は、そもそもこういうところに国立医科大学をつくること自体が私は問題だと思つては、す。というのは、大学の設置基準におきましては、はつきりと第十章校地、校舎等の施設として、第三十五条に「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適當な空地を有するものとする」とあります。この大学の設置基準から言ひまして、あの現地で国立医科大学を今後続けていくことがいいか悪いかということをしろうとから見ましても、あそこの中をバスが走る、馬車が通る、こういうふうなことは、私たちは反対したのです。よそへ移つ

たほうがいい。あんな膨大な坪二十万も三十万もするやうな土地を出してやるよりもいいと言つたのですが、その道の権威者である責任者である文部省はどうお考えになつていらつしやいますか。

○齋藤(正)政府委員 そもそも話が自由になるものでありますれば、これは何も稠密な地帯に大学を置く必要がなく、しかるべき環境のもとに広大な敷地、しかも低廉な土地が得られるというところでありますれば、これが一番いいわけでありまして、ただ私承つておりますところによりまして、やはり大学病院をその地に置きたいということ、は、地元の側においても一つの条件と申しますか、非常な熱心な御希望であつたように承知しております。そういたしますと、これは大学病院でございまして、大学病院と医学部と違うものがばらばらになつてどうかという問題も教育上ございまして、これはひとり岐阜大学だけでなくて、あらゆる大学に通ずる問題でございます。そういう現存の坪数を何も完全なものでなくともいいから最低のスタート・ラインに並べて、そうしてわれわれも国立大学を整備していくという考え方になつて、しかも大学のキャンパスというもののまゝとまり、しかも病院は他に移らないほうがいいという地元の御要望、そういうものを勘案いたしました場合に、あの土地の状況では最低の二万三千坪、これは過少でありまして、将来あるいは現在のことを考へて、それだけをとりまゝとしましては、県庁舎の敷地というやうなものをひくくする以外にならうというのがわれわれの提案の趣旨なのでございます。

○高橋(重)委員 だんだんわかつてきましたが、これは国立移管されてまいつたわけですが、当然国立移管された後は、国が責任を持つてやらないければならぬわけですね。先ほどのように地元と国との食い違いが非常に多いわけですね。わずか一億や二億の話じゃなしに、何十億に匹敵するくらい差があると私は思ふのです。そういう場合に、地元としては当然これは地方財政を圧迫

して行くことであり、のめない、こういうことになった場合には、これは一体全体どうなるのか。

○齋藤(正)政府委員 私たちといたしましては、県に根拠よく折衝して話し合いをまとめたというところが現在の態度でございます。しかしこれは他の話がまとまりましたところにあるにしても、将来にわたって完全なものであるというようなことを言っていないので、覚え書き等におきまして、当然国立の大学でございますから国立文教として整備していくことは当然にあるわけであり、それをいま計画的に老朽校舎等を整備しておるわけでございます。そこでスタートラインとしてあまり違っておっては、それを一挙にわれわれとしてはやるわけにはまいらぬ。そのためには一体移管の場合に最低どのくらいのことをやってもいいかというのが趣旨でございます。地方から移管になるものは、将来とも国立文教として整備しないというような考え方は毛頭持っておらないわけでございます。ただあまりスタートラインが違えば、いろいろ各大学について整備しなければならぬところもございまして、そこはひとつ地元において御協力をわすれられない、こういう趣旨でございます。

○高橋(重)委員 これは私の考え方では、国立移管というものを軽々にやり過ぎた、もっと十分に調査、研究して話し合いをして煮詰めてからやることであつて、あまりにもそれを早計にやり過ぎたのじゃないか。それで私たちが十年間国立移管というわけで、とにかく国へ移してしまえば、嫁に行かしてしまえば、あとは戸籍も向こうに行くんだから国で何とかやってくれる、とにかく移してしまえ、嫁に行かせてしまえということをやつておつて、議会においても満場一致で運動を続けてきたのですが、受け入れる側の国としては、もう少しこれを煮詰めてから受け入れるべきであつたのじゃないか。そうでないと、いまになりまして県において——知事も、御承知のように岐阜県の

知事はほかの知事と違ひまして、自民党の県連会長をやつておられまして、党規違反を起こして、いま懲罰に付せられようとしておるような岐阜県知事でございます。党内も内部分裂をしておる。いふ知事が職を去るか、そういう全国でもまれに見る知事でありまして、この県内が非常に混乱しておると私は思う。それに文部省なり国が沿つておつては、政治に対する信頼を失うのですから、この機会に明確に、先ほど申されたように、文部省としてはあの土地建物全体をほしいのだ、十億程度の設備資金がほしいのだ、地元は県庁建物を十二億ですか、に換算していただいて、あと一億五千万くらいしか出せない、こういう対立の状況にあるわけですが、県会もいま進められておるわけでありまして、県会でもこれは問題になつてくると思ふのです。もう少し文部省としては、どうやるのか、もしこれを地元が受け入れなければ、文部省は一方的に、あるいは責任の立場において全部を解決してもらへるのかどうかということ、を、念を押して私はお尋ねしておきたいと思ふのです。

○齋藤(正)政府委員 初めに御注意のありましたその移管等の問題につきまして、十分に両者で話し合いを煮詰められるところは煮詰めて事を運ぶべきだという御注意は、そのとおりでございます。ので、私も今回の二大学の移管につきましては、そのような措置をとつて現在まで進行しております。御注意の点は、今後起こりました場合も十分そういうふうになつていきたいと思います。

岐阜の問題につきましては、これからよく県側となお折衝したいと思ひます。折衝で一体どういう考え方が出されるのか、そういう点はなおしばらく折衝してまいつて、岐阜大学の整備に今後遺憾のないように努力してまいりたいと存じます。

○高橋(重)委員 時間がいよいよ進んでいきますので先に進みたいと思ふのですが、岐阜大学に付随いたしまして、兵庫、山口のいままでの話し合いのついたものは後ほどでけっこうであります。

が、書類として出していただきたいと思ひます。次に宮城教育大学の設置についてであります。これも岐阜の県立医科大学を国立に移管すると同じような気持ちで地元にも多分にあるのじゃないかと私は思うのです。教育大学というような大学が一つ新しくできるのだ、非常にけっこうだ。中身を十分に研究されずして、地元はこぞつてこれに賛成されたというふうなことも聞いておつたわけでありまして、だんだんにちがひ近づいてきますと、先ほどの岐阜県と同じように中身がわかつてきて、これに対する反対も出てくるのではないかと。私自身といたしまして、教員養成制度に対する文部省の考えというものをこの際明確にしておきたいと思ふのであります。宮城教育大学の設置についての提案理由の説明では、「宮城県における義務教育諸学校の教員の供給については、これまで主として東北大学教育学部の教員養成課程の養成に期待してまいりましたが、現状では、各種の事情により期待どおりこれを確保することが困難となつておりますので、このようにことであります。現状では各種の事情により期待どおりこれを確保することが困難となつておりますので、このようにことであります。現状では各種の事情により期待どおりこれを確保することが困難となつておりますので、このようにことであります。

○杉江政府委員 正確には東北大学の教育学部に、いままで教員養成課程が置かれたわけでございます。そこでどういふことが起こつたかといひますと、まず志願者は宮城県以外の県からかなり多数入学を志願し、また実際に入るといふ事態が起きました。そしてまた就職者も県内就職者が比較的に少なく、他県への就職が比較的多いといふ事態が起きました。したがつて、県内の教育は不足し、その資質は比較的に低い、こういうふうな事態があつて、県内の教育界からこの現状ではいけない、何とか改善してくれといふ要望が多分にわたつて続けられてきたわけでありまして、一方学部の事情を考えますと、この養成課程が教育学部の中にある。教育学部は、いわゆる教育科学

の研究を行なう教育科学科というものと、教員養成課程と二分されておつたのでございまして、これはほかの大学にはないことでありまして、東北大学特有の状況であつたわけでございます。これは学部としてそれ全体がその教員養成をするということになつて、教育科学科というのと教員養成を主たる目的とする課税とが分かれておつた。そして運営上両者が融和し、一体的に運営するといふことが困難であつたわけでありまして。たとえば一般教養の担当のしかたとか、いろいろな人事上の問題において、なかなかうまくいかなかつた。そういうふうな、一つは需要の面、一つは実地教育を行なつていく上の運営上の問題、その二点から、このような状況では必要な教員も得られないし、またその教員を養成するしかたにおいても遺憾な点がある。こういうふうな状況では、やはりこれを独立させて、教員養成を主たる目的とする大学を設置したほうが、それらの問題解決のためによろしい、こういう判断に立つたわけでございます。

○高橋(重)委員 一番問題は、いままでの東北大学の教育学部というところでは教員が確保できない。だから宮城教育大学を独立させて、そこで養成したほうがいいんだ、こういう趣旨に受け取れるわけだ。そこでいままでのやり方でやれば、宮城県以外から志願者が非常に多い。こういうお話です。だから卒業をしても、宮城県以外に就職してしまふから、県内の卒業生といふものが少ないがために、教員の充足ができない。こういうことですが、このデータをちょっと知らしていただきたいと思ふのです。宮城県以外の志願者はどのくらいあるか、宮城県の就職希望者はどれだけあるかということだ。

○杉江政府委員 これは少し詳しい資料になりますけれども、三十八年度の資料によりますと、卒業生二百八名のところを、教員以外に就職する者が二十四名でございます。それから、小、中学校に就職する者が四十七名でございます。高等学校へ就職する者が非常に多くて、百一名、それから他の学校へいく者が二十四名、こういうふう

な状況になっております。そして県内、県外の區別を申し上げますと、小学校については、県内が十七名、他府県が五名、中学については、県内が十一名、他府県が四名、ところが高等学校にいきますと、県内が五十五名、他府県が五十一名、こういう数になっております。これは高等学校急増期という事情もありまされども、他府県就職者がかなりな数にのぼっておりますのでございます。

○高橋(重)委員 いま詳細な御説明があったのですが、これを承っておりますと、今度の宮城教育大学は、義務教育の教員養成の拡充を目標にしてつくるんだ。これを見ますと、小中が四十七名だ。高等学校へ大部分いくわけですが、この資料というものは、文部省としては責任を持てる資料ですか。

○杉江政府委員 これは私のほうで大学から正式に報告を願った資料でございます。

○高橋(重)委員 これを宮城教育大学にすることによって解消できるのだ、六・三制の教育、教職員が確保できるのだ、こういう理由ですね。あなたのほうから出ておりますところのいわゆる教員養成を目的とする短期大学を新設してその改善をはかる。改善をはかるという具体的な内容は何か。これをつくるということですか。

○杉江政府委員 まず小学校、中学校の教員養成を、県内の需要に即応するように、その需要教を改善したいというのが第一点でございます。

それから、いままでの教員養成課程の教官組織は非常に不正規の状態にあったわけでございまして、そこで、これを独立いたしますことにより、教官を充実整備する。私も完成年度までにおおよそ四十名の教官を増員したいと考えております。それからまた事務官もはば二十名増員する計画を持っております。このように教官組織を充実いたしまして、充実した教育がこで行なわれるように措置したい、かように考えておるわけでありま。

○高橋(重)委員 この問題はまた相当時間をかけ

て審議しなければならぬ重要な問題だと思えます。というのは、今後の義務教育教職員の養成に關する制度に影響してくると思うのですが、現在六・三制の教職員の確保ということには、各県でも非常に苦しんでおります。また教育界全体を見ても、ちよんと農村が三ちゃん農業と言われ、おるよう、教育界自体においても、若い優秀な人をなかなか集めることは無理だということが言われておるわけでありま。そういう点について各県の教職員の充足状況というものを文部省としては把握していらつしやうと思ふのですが、その実態、三ちゃん教育界と言われるようになった実態は、どこに原因があるか、こういう点について把握していらつしやうのですか。

○杉江政府委員 御質問の趣旨が私十分のみ定めなかつたのですが、農業が三ちゃん農業という実態になつたその原因という御趣旨でございまして、うか。

○高橋(重)委員 教育界が、六・三制の教員がいまままでのやり方では集まらない。だから宮城教育大学をつくるのだ。つくって教官もある程度ふやして、事務官もふやしていけば、あなた方はこれによって教職員が確保されるのだ、こういうお考えだと思ふのですが、いままでのやり方でだんだん集まらなくなつてきた。教育部でやつておつたときには集まらなくなつてきたという原因はどこにあるかということですか。

○杉江政府委員 御質問の趣旨よくわかりました。一般的にいいますならば、日本の経済状況の好転、産業経済の発展によつて他の産業、他の職種からの人の需要が非常に大きくなつた。またその方面における待遇が比較的良好らしい、こういうことがまず第一の大きな原因だと思ひます。そのほか私は、教育界に対する物質的な面以外の魅力もだんだん薄らいできた。またこの教員養成学部、また教員養成大学それ自体にも魅力が薄い。端的に言いますならば、その施設も一般的に言えば貧弱でありますし、教官組織も必ずしも若い者の魅力を感じさすようには充実しておらない。そ

ういうふうな事情もこれに加わりまして、若い優秀な生徒が集まらない事態になつたのではないかと、かように考えます。

○高橋(重)委員 宮城大学のことにつきましては、後ほど先輩の方からお話がありますので私はこれはやめにしまして、先ほど文部大臣にぜひ質問したいと思つておつたのですが、退席されたので、岐阜県の医科大学あるいは兵庫、山口のこの問題につきましては、文部大臣が見えから質問をいたしたいと思ひますので、それを委員長の方で認めていただきたいと思います。私の質問はこれでひとまず終わらせていただきます。

○渡海委員長 了承いたしました。

上村千一郎君。

○上村委員 私は国立養護教諭養成所設置法案につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の法案が養護教諭を養成し確保しようとするねらいでありまして、従来当委員会におきましてもこの養護教諭の養成と、そうしてその人員の確保という問題はしばしば論議をされておつたわけでありま。その点につきましては賛意を表しておくわけでございしますが、今回の国立養護教諭養成所設置のねらいというものはどこにあるのかお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○押谷政府委員 国立の小中学校の養護教諭につきましては、昭和三十九年度から四十三年度にかきましては、昭和三十九年度から四十三年度にかきましては、約五千二百人を増員することに計画をいたしてゐるのであります。このために大学あるいは短期大学卒業生、国立大学の養護教諭の養成課程の終了者、県立等の養護教諭の養成機関終了者及び現在これらの公立学校に勤務をいたしておられます養護教諭のうち、正規の資格を有する者の採用等により必要数を充足することを予定してゐるのであります。しかしながら一般の大学、短期大学卒業生で資格を取得いたしました上に、実際に養護教諭として勤務いたします者はきわめて数において制限されてゐるような状況にあるのであります。また看護婦あるいは保健婦の不足の状

況も関連いたしまして、国立大学における養護教諭養成課程その他の養成機関によりする養護教諭の供給の拡大につきましても、相当大幅にこれを望むことは困難な事情にあるのではないかと考へるのであります。これらの事情にかんがみまして、国立養護教諭養成所を新設いたしまして、養護教諭を養成する必要があると存じて今回の処置をいたした次第であります。

○上村委員 文部省では昭和三十九年度以降五年のうちで公立小学校及び中学校の養護教諭について約五千二百人の増員をはかうとしておられる。それでいま政務次官の御答弁にあつたような諸事情のもとにおいてこれが要員を充足しようといふのでございしますが、しからば今回北海道学芸大学の旭川分校、それから岡山大学の二つの大学にこの国立養護養成所を付置するという原案になつておるわけでございしますが、この二つの養成所での目的を達し得るのかどうか、その点につきましてお尋ねを伺つておきたいと思ひます。

○押谷政府委員 ただいま申し上げましたように、養護教諭の充足につきましては全国を八ブロックにいたしまして、八つの養成所を設置するために予算要求等の処置をいたしたのであります。が、今日の時点におきまして財政その他の諸事情から、北海道地区と中国地区の二つだけにお説のように設置することになつたのであります。他の六地区につきましては一応見送つた形でありま。が、最も近い時期においてこの六つの地区にも同じく養護教諭養成所を設置いたしたい、こういう希望を持っておる次第であります。

○上村委員 そういたしますと現在のところ二つの養成所を設置するだけでは不十分である。要するに文部省のこの養護教諭の増員の計画を立て、その目的を達成するためには不十分だ、だから残余の六カ所につきましては早急にひとつ配慮をいたしたい、こういうふうにお答えになつておるようでございますが、その六つの養成所の設置の計画については現在これが対策ができておるのかど

うか、この点についてお尋ねをしておきたいと思
います。

○杉江政府委員 計画といましてはブロック
別に一カ所つくるといふ計画でございます。概算
要求いたしましたときには具体的に地域も定めて
要求いたしました。大体この概算要求のときに
考えました計画で今後整備してまいりたい、か
ように考えております。

○上村委員 いろいろ御検討の旨いもあるで
しょうが、六つの養成所の設置の計画につい
ては、何年度までにこれが実現をいたしたいとい
う点まで検討をされておるかお尋ねをいたし
たい。

○杉江政府委員 私どもとしては四十一年度予算
で実現をいたしたい、そのように努力をいたし
て考えております。

○上村委員 四十一年の予算につきまする予算額、
大学にこの国立養護教諭養成所を付置する理由、
養成所を臨時の制度としていない理由、修業年限
を三年とした理由、その点につきましてお答えを
賜わりたいと思ひます。

○杉江政府委員 一養成所当たりの予算案につ
いて申し上げますと、学生入学定員は四十人、教
員定員は教授一、助教授一、助手二を含めて八
といたします。そして金額をいたしましては、経
費、臨時費合わせて二千五百一十六万六千円と
いたします。

これを大学に付置いたしました理由は、施設及
び教官の面において付置したほうが能率的だ、こ
ういふことでございます。施設につきましても教
員養成学部等の施設を共用する面が相当ありま
す。また教育内容の面においても、一般教養はほ
ぼ共通でございます。そういう点を考えまして、
これを国立大学の教員養成学部付置したほうが
よい、こういうふうな考えをいたしております。

これを臨時の制度となぜしなかつたかという点
でございますが、これは、この教員養成はなるべ
くならば四年生課程において小学校の教員養成を
したいというのがいままでの基本的な立場でござ

います。しかし、この養護教諭については、従来
文部大臣の指定する養護教諭養成機関という制度
がありまして、それが二年でございます。この二
年の制度も一応恒久的の制度として認められてお
るわけでありまして。そういうことから、今度の養成
所は三年というところで、他の養成機関よりも年限
も長いし、内容も充実しているわけでありまして。
それからまた四年制大学でこれを養成するという
ことは、実際問題としてなかなか期待するような
養護教諭を四年制課程から供給していただくこと
を期待できない事情がございます。一方相当早急
にこの養護教諭を充実しなければならぬ、こうい
うふうな実際上の必要もござります。そういうこ
とを勘案いたしまして、制度としては恒久的な制
度といたしたわけでございます。

なお、これを三年とした理由でございますけれ
ども、まず従来の養成機関は、これは二年が多い
のであります。それで十分な教育ができない
い、その年限を延長する必要がある、こういう判
断でございます。それでこれは四年制課程において一挙に
この養護教諭を相当多くを養成するということは
期待できない実情でございます。だから、従来よ
りも充実して三年にするということ、実際の事
情を考えまして、四年にはせよ三年とする
ことが妥当だ、こういうふうな考え方ござい
ます。

○上村委員 一定の条件のもとに大学に編入する
ことができる措置を講じている、この大学編入を
認めた理由、また大学編入を認めた場合に、希望
がどういふふうな状態にあるだろうか、そういう
ようなお見通しというものについてお答えを賜り
たいと思ひます。

○杉江政府委員 この養成所では養護教諭の二級
免許しか得られないのであります。したがって、
一級の免許状を得たい、かように考えるのは
当然でありますし、そういう希望はこれを到達し
てやりたい、かように考えておられるわけであり
ます。その場合には、当然大学に入つて必要な単位

を修得することが最も有効な方法であります。そ
ういふ場合を主として考えてこの編入の措置をい
たしたのであります。ただ、この養成所は養護教
諭を早急に広く設置するという目的のためであり
ますから、そこから進学者が非常にふえてこの養
成所を設置した目的に沿わないというような事態
にならないような指導も、またそのような配慮
をして編入のことも考えてまいりたい、かように
思ひます。

○上村委員 私がなぜこんな質問をしたかと申し
ますと、文部省は、先ほど申し上げましたよう
に昭和三十九年度以降五カ年のうちに約五千二百
人の増員をはかつておるといふことである。しか
も今度の法案においては二つの養成所の設置しか
ない。こういうふうな実情で、また大学編入とい
うことになりますれば、年限がまた延びる。そう
すると、文部省が策定しております三十九年度以
降五カ年のうちに約五千二百人の増員をはかる
ということができぬのか、こういう点
を心配しまして質問をしたわけでござります。

次に、この養護教諭確保のために優遇措置を
講じておる、在学生に対する授業料その他につ
いて特別に優遇措置を講ずるといふことになってお
ります。この確保の点につきましては、何らかの
優遇措置を講ずることが必要であらうというふう
に私も考えます。その際に、授業料免除の対象か
ら高等学校と幼稚園の養護教諭となる場合を除外
しておる理由はどこにあるか、お尋ねをしてお
きたいと思ひます。

○杉江政府委員 養護教諭は、小学校、中学校に
おいて必置のたてまえになっております。附則で
緩和規定を設けておりますけれども、たてまえと
しては、小学校、中学校必置でございます。とこ
ろが、幼稚園及び高等学校にはそういうたてまえ
になっておらないわけでござります。したがって
当面の問題としてはやはり小中学校の養護教諭を
養成ということが緊急必要事でございます。そう
いう意味におきまして、そのための必要な教員を
確保するというこのために特に優遇措置を講ず

ることにいたしましたわけでござります。

○上村委員 いま私が申し上げております趣旨
につきまして、大臣がお見えになりましたので、
大臣のお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。
文部省においては、公立の小学校及び中学校の
養護教員について昭和三十九年度以降五カ年のう
ちに約五千二百人の増員をはかるというお考えで
あることは、大臣がこの法案の提案理由を御説明
になった際にお述べになっておるところでござ
います。そういう点についてこの法案では二つの養
成所しか認められていない。しかも修業年限は三
年である。しかも大学編入の道を閉じておる。し
かも養護教諭を確保するために優遇措置が講ぜら
れておることはけつこうであるけれども、いまの
実情でこの文部省の計画というものが、目的を達
するという状態にあるのかどうか。先ほど局長が
お答えになっておるところを見ますと、実は八
ブロック、計八カ所養成所を設置するという考え
だ。たぶん二カ所というのは予算上の措置という
点で、不十分ながら二カ所ということになって
おると思うわけであるけれども、しかしあとの六
カ所というものについてはどういふお見通しで、
そしていつごろまでにはこれが設置をお考えに
なっておるのか、こういう点をお尋ねしたわけで
す。これはいろいろ予算の問題もあつたし、大臣
のお骨折りということも相当影響するかと思ひま
すので、ちょっと先ほどの質問とダブつておりま
すけれども、大臣がお見えになりましたので、
その点につきましてお考えをお聞かせ賜りたいと
思ひます。

○愛知国務大臣 ただいま御指摘のように、養護
教員の充足の計画については、三十九年度から四
十三年度までの間に、公立小中学校の養護教員を
約五千二百人を増員する計画というものを根本に
いたしまして、具体的な計画を進めているわけで
ござりますけれども、ただいまも御指摘のよう
に、今回の法案だけではそういったことになか
か達し得ないうらみがござりますが、少なくとも
四十一年度にあとの六カ所、そして八ブロックに

おける施設だけは実現をいたしたい、こういうつもりで考えておるわけでございます。

○上村委員 大臣のお考えにつきまして承し、なお一その御努力を希望しまして、私の質問はこの程度で終えておきたいと思ひます。

○渡海委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 養護教員養成関係の法案、それから国立学校設置関係の法案、その中に教員養成という根本問題を含んでおるので、この問題については、この法案に共通した日本の教員養成のあり方の問題があるので、きわめて重要な事項を含んでおると私は思っております。

そういう立場で審議を深めていきたいと思ひますが、その前提としての考え方をひとつ大臣にお聞きしておかなければならぬのです。

宮城県の教育大学の分離も、この法案の中の一つの要素になっておるわけですが、すでに募集要綱を出しておる。この法案が否決になればどうするかという問題があるので、その点は国会軽視だと私は思ふ。その募集要綱をひとつ提示してもらいたい。どういう意味で一体募集しておるのか。この法案は、宮城大学なんて地球上に存在していないわけですから、どうして募集しておられるのですか。

○愛知国務大臣 法律案の御審議を願ひ、かつ所要の予算につきましても御審議を願ひているわけでございますから、これが法律が成立しなければ存在しないというところは、そのとおりでございますから、法律案の御審議と成立を一日もすみやかにお願いしたいというのが、私どもの率直なお願ひでございます。しかし同時に、こういう場合にいつもそういうふうな問題があるわけでございますけれども、すみやかに御審議を願ひ、またできることを、われわれとしては希望の前提として措置をいたしておるわけでございますから、御了承願ひたいと思ひます。

○山中(吾)委員 私立大学その他の場合には、認可をしないときに募集をやると、文部大臣はきつにおしかりをされるという慣行になっておる。と

ころが国立の場合は存在しない大学の募集を堂々とされては、私学に対しても指導監督できない。だから、新しい学部を設定するとか定員増は別です。新しい大学をつくることについては、文部省においては最初の学年においては、たしか五月末までに授業を開始すれば一学年を認めるといふ慣行があるわけですが、一月延ばせばいいわけですが、そういう慣行ができて、おるはずですが、まだ国会審議は一つもしないのです。それを堂々と募集しておる。しかもあの場合用地がまだはつきりしていないのじゃないですか。農学部が移転をしたあとに新しく宮城大学を設置するという、そこに移すといつておる。ところが農学部のほうはそこに移転を反対しておる。そうして用地もきまらないでおるのに、しかも法律が通っていない。審議といつてもまだ始めていないのです。いま始めようとしておるわけなんです。だからこれは来年回しにすべきだと思ふのですが、どうですか。

○杉江政府委員 事務的にまずお答えいたしたいと思ひますが、まず宮城教育大学の場合は、その母体があるわけでございます。この募集は従来東北大学の教員養成課程で行なつておつた、それと実体はほとんどそのままの形で新しい大学で募集するものでございます。だからこれは形式論になりまして、もしこれが設置ができないというふうな場合には、これはもとの形で生徒を収容するということも可能なわけでございます。しかしそれは形式論でありまして、実体は通るといふ見通しで募集をするというところが、この際生徒のためまた地域のために適当だ、こういうふうに考えたわけでございます。先ほど大臣も言われましたように、従来とも学部等の創設の場合は、みなこのようなり方をやつておるわけでございます。そういう従来からの先例によつたわけでございます。

なお土地については、大学と私もまた地元の間では方針はきまつておるわけでありまして、ただ承りますと、学内において異論が出ておるようでございます。

ございまして、しかし大学としましては、私どもまた地元とお話し合ひした線の実現に十分努力をされておることでありまして、追つて解決するものと確信いたしております。なお暫定的には、御存じのとおり富沢という地区にいまあつていられる校舎がありまして、そこを改修すれば十分当面の教育はできるわけでございます。

○山中(吾)委員 事務的にやるならば、まだ法律が通っていないのだから、宮城大学の学芸学部の募集をして、法律が通り、独立がきまれば、その者は宮城教育大学の学生とするという出し方ならそれはわかる。そうでしょう。いま学芸学部があるのだから、学芸学部として募集する、あるいは教育学部の学生として募集し、法律が通つたあとにそのまま独立した宮城大学の学生に移行するというのが事務的でしょう。愛知大臣の出身の宮城県なんだから、大臣、国会軽視になるような事務処理はいかぬじゃないですか。

○愛知国務大臣 先ほど申しましたように、私もどしどしは多年の要望の問題でもございまして、教員の養成充実ということから申しまして、これがよい案であるという確信を持って御審議を願ひたいわけでございますが、そういうことを希望の前提としてやつておるわけでありまして、私は決して国会軽視ではないと思つております。

○山中(吾)委員 一つの大学の中の学部設定その他の場合は、希望的観測でそういう出し方をされても私はいいと思ふのです。しかし、独立の大学の場合に、審議もしていないうちに、大学の学生募集をするということは、私立の場合は文部省は絶対認めないのだから、国立の場合には、身勝手なことをしてわれわれに審議をはかると言つたつて、それは僕らを軽視するんだからもつてのほかだと思ふのです。それから敷地にしても、四十一年度には富沢地区に、それから四十二年には今度農学部のあるところ、そういう計画でしょう。学内で反対すればこれはたいへんなことになる。しかも教員の養成は重要であるという認識ならば、少な

くとも敷地というものが確定をし、全部の見通しがついたときにのみやるべきである。いまのような不確定な状況の中で軽率にそういう案を出してくるといふことは、私は承服できないのです。

そこで、文部省で自信があるならば、その敷地に對する資料その他もお出し願ひたい。それから募集要綱も提示していただきたい。きょうは、あと高橋委員のほうで大臣に質問を保留しておるようですから、問題だけ提起をして、私の質問は保留しておきます。

○高橋(重)委員 文部大臣が見えませんでしたので、先ほど保留いたしました問題点についてお尋ねしたいと思ひます。

その問題点というのは、昨年神戸、山口、岐阜の三つの県立医科大学を国立に移管したことにしたわけでありまして、先ほど大臣からお話がありましたように、これは地元とよく話し合つて煮詰めた上で移管するのだ、しかも地方財政を大きく圧迫させるようなことはしないのだ、一時には多少の費用がかかるけれども、長い目で見れば、それは地方財政を豊かにするのだ、こういう意味の答弁があつたわけでありまして、先ほど大臣不在中にいろいろ質問をいたしました、特に岐阜県の県立医科大学の国立移管に伴う経過、あるいはその後の見通し等について質問をいたし、御答弁もいただいたわけでありまして、お話を承れば承るほど非常に不可解になり、非常に問題があるというところを知つたのであります。というのは、時間の関係上結論を申し上げますと、文部省と岐阜県とはまだ話が煮詰まつておらないわけでありまして、しかもその食い違ひが非常に大きいのがために、昨年の四月以降正式に岐阜県とは話し合ひが持たれておらない。事務的な話が行なわれておるのみでありまして、移管に對する七項目にわたる条件というものが、知事と文部省で確認され、調印されておるわけでありまして、その後何ら正式に話し合ひが進められておらない。このことに対しては、文部大臣はどういうお考えを持っていられるかということが第一点。

第二点は、地元と文部省と相当の食い違いがある。その内容は、文部省といいたしましては、現在の岐阜県の県立医科大学の敷地が六千坪有余であつて、ほかの大学と比較すると非常に敷地が狭い。だからいまの県庁の建物全部と敷地約六千坪、それを全部出して、その上で金を設備費として十億円程度出していただきたいというのが文部省の要望であり、基本方針だそうであります。それに対しては地元としては、いまの県庁は岐阜市の中心部であり、坪十五万も二十万も二十五万もする非常に高価なところでありまして、これを六千坪出しますと、ちょっとそろばんをいまして十億と云ふような膨大な金であります。しかも県庁の建物を全部寄付せよといふのですから、これまた大きい金であります。二十億円くらいするといふふうに私は踏んでおるわけでありまして、その上に設備費を十億円出せ、これで現在の地方財政が圧迫を受けないでやうにいけるものかどうか、こういうことでもあります。しかも岐阜県といいたしましては、いままでに国立移管をするために約八億円の金を投資してきておるのであります。過去数年間に八億円、こういう膨大な金を嫁らかすがためにつぎ込んできて、その上またいまの時点に立ちまして県庁の建物、敷地六千坪を全部出せ、金を十億円出せ、こういうことは私はどうしても納得がいけないわけでありまして、これではたして地方財政を圧迫させずにいけるものか、あるいはこういうやり方というものは、冒頭にわが党の二宮議員からも質問がありましたが、国立の大学をつくるのにそういう財政的な圧迫をかけるということは文部大臣のお考えに反しておると私は思うのですが、そういう点にわたりましたら率直な文部大臣の御意見を承りたいと思うのであります。

○愛知国務大臣 私のはうも率直に申し上げまして、先ほど来事務当局からも御説明申し上げたかと思ひますけれども、大体たゞいま高橋委員からお話がありましたような経過になっております。そもそもこれは昭和三十八年十二月から話し合ひが始まりました、双方でいろいろの提案をいたして御相談をいたしておるわけでございます。それから大学移管協議会というの、県と文部省と、さらに学識経験者に入つていただきましてつくられておりました、そのほか事務的にもひんぱんに折衝を続けております。そこで、ただいま御指摘がございましたように、文部省側の希望といふものもその席で出ております。ただいま御指摘のような内容でございます。それから岐阜県側としては、たとえば県の庁舎を十二億円で買つてもらえぬかといふようなお話も、話し合ひの中の御希望としては出ております。しかし、同時に、ほかに一億五千万程度は協力ができるといふようなお話も県側からも承つておるようなわけでありまして、ただいまこれでも文部省のほうの考え方と県のほうの考え方との間には、御指摘のように相当の開きがまだございますから、これを両極点におきまして何とか両者の歩み寄りをはかつてまいりたい。誠意を尽くして努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

それからなお十億円というお話がございましたが、これは一つには五年間の計画ということに考へておりますことと、それからこれは地方財政の現状に照らしまして、岐阜に限りませんけれども、国立大学への移管の場合には地財法の適用はないことに自治省とも話し合ひができておりますので、でき得る限りの便宜ははかつてまいりたい。これは先ほど申し上げました基本的な考え方、この線をいろいろの面で活用して、県側の御意向もさらに十分の上に伺ひ、また私どもの考え方も十分御相談の対象にしたいと思ひまして、漸次煮詰めてまいって円満な解決を庶幾したい、こういうふうな考え方、今後とも進みたいと思つております。

○高橋(重)委員 そこで再度御質問するわけですが、大学移管協議会が持たれて、いろいろ具体的なことは話し合つていく、煮詰めていく、こういうお話でしたのですが、現実には岐阜県におきましては、

ては、昨年の四月以降ほとんど持たれておらないわけですが、事務当局の説明を聞きまして、煮詰めるといつたつてこれは煮詰めるがたいと思ふのです。しかもこれだけの幅がある場合には煮詰められないと思ふのですが、現実には国立移管されてしまつておるのです。したがつて、いま岐阜県の県会が開かれておるわけですが、岐阜県では国立移管するために県庁の建物、敷地を全部出さなければならぬといふわけで、新庁舎をつくりにかかつておるわけです。これが約三十億くらいかかるのですが、こういうことに関連してきまして、県では県民は非常にこのことに対して関心も持ち、あるいは心配もしておるわけですが、こうやうして話し合ひをするのだ、努力をするのだと言われるわけですが、不幸にして最終的に話し合ひがまとまらなかつた、こういう場合も予想できると思ふのですが、そういう場合にはどうなるか。というのは、議会におきまして松野知事ははっきりと言明しておるわけですが、文部省が何といわれようとも、われわれはこういうふうにいふんだ。速記録もあるわけですが、そういう内部のことには触れませんが、そういう努力を両者でしましては、不幸にして最後にまとまらなかつたという場合としましては、どういふ処置をされるか、こういうことです。

○愛知国務大臣 いまも申しましたように、何とかしてまとめたと思つておりますので、いままとまらなかつた場合といふことはまだ考へておりませんわけでございます。あるいは私の申しましたことと事務当局の申しましたことは食い違ひがあつたかも知れませんが、ひとつ頻りに折衝をやるようにいたしまして、話し合ひを果すのがあるようにもつていきたいと思ひます。それから私といいたしまして、この問題については、ただいま岐阜県の県会や県知事はじめ当局側の心配といふことも注視しておるような状況でございます。こので、御趣旨に沿うように何とか話し合ひをまとめるような努力を新たにしたいと思ひます。

○高橋(重)委員 こういう問題ができてきたのは、やはり最初移管するときにも少し煮詰めた努力をされて移管されなかつた。先ほど山中議員からお話があつた宮城大学にいたしまして、土地の計画あるいは設備の計画等に対しても十分なことをせずに先を急ぐと、岐阜県と同じようなことになるのではないかと心配を持つておる。したがつて、岐阜県におきまして、いま県内においてはこれは大きな政治問題化しておるわけでありまして、先ほど大臣が見えてなかつたわけでありまして、岐阜県の政治情勢といふものが、知事は自民党県連会長であります、これが党規違反を起し、懲罰に付せられる、内部は分裂しておる、やがて選挙もくるといふことで非常に地元も困つておるわけでありまして、いつまでもこれを解決するんだ——努力するんだといふことばもつていふのであります。日が延びれば延びるほど私は混乱して行くと思ふ。いろいろな不幸な事態が起きてくるわけでありまして、少なくとも大臣としていつまでにかこれを解決したいのだといふ見通しをひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 実は非常に率直なお話でございます。したわけでありまして、そういうこともわきまえて、交渉については非常にむづかしい条件もあるうかと思ひますけれども、私にいたしましては、この数カ月のうちに何とか結論に持っていきたいといふことを目標にいたしまして——それもおそろ過ぎると思ひますけれども、数カ月うちには何とか結論を導きたいと思つております。

○高橋(重)委員 神戸や山口のほうはどうなっておりますか。

○斎藤(正)政府委員 これはもはや実質的に全部協議会が話が終わつておりますので、形式的な調印が残つておるだけでございます。

○高橋(重)委員 山口や兵庫は話し合ひがほとんど煮詰まつて実質的には解決しておる、こういうことでありますが、幸ひにしてそういう解決しておる事例があつたのですから、その具体的な内容等を地元選出の議員といたしましてはも知つて、地

元において文部省に対しても協力いたしたいと思
うので、そういう点の資料を出していただきたい
ということをお願いしておきます。

以上であります。

○渡海委員長 次会は公報をもってお知らせする
こととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

昭和四十年三月十日印刷

昭和四十年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局